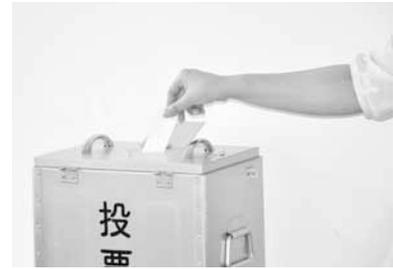


## 2月15日(日)は町議会議員選挙投票日



選挙での投票は町民の権利と責務です

### ■あなたの1票が町をつくる

2月15日(日)は、町議会議員一般選挙の投票日です。

選挙は、有権者が政治に参加する最大の機会であるとともに、町民の権利であり、責務でもあります。忘れずに投票しましょう。

投票できる日は、期日前投票日を合わせると5日間あります。投票日当日に投票できない人は、期日前投票をお願いします。

### ●投票日

2月15日(日)

### ●投票時間

午前7時～午後6時

### ●投票できる人

平成7年2月16日以前に生まれ、引き続き3か月以上町内に居住している人

### ●準備物

入場券

### ■投票日に投票できない人は期日前投票をご利用ください

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない場合は、投票日前に期日前投票ができます。

### ●期日前投票の期間

2月11日(水)～14日(土)

※祝日・土曜日でも投票ができます。

### ●期日前投票の投票時間

午前8時30分～午後8時

### ●期日前投票の投票場所

町役場2階総務課前談話コーナー

### ●期日前投票の準備物

入場券

※お手元に届いているときはお持ちください。

### ●不在者投票

町内に長期不在のため、期日前投票ができない人は、不在者投票ができます。希望する人は、お早めに町選挙管理委員会に申し出てください。

また、不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている病院・老人ホームなどに入院・入所中の人が、入院・入所先で不在者投票ができる方法もありますので、施設へ申し出てください。

町総務課 ☎096-234-1140(内線221) ✉klg202@town.kosa.lg.jp

### ■平成27年4月から火葬場が「寂静の里」に変わります

現在使用している御船町甲佐町衛生施設組合火葬場「妙見苑」(御船町)は、施設の耐用年数の経過により、3月31日(火)をもって使用できなくなります。

そのため4月1日(水)以降は、美里町の「寂静の里」を使用していただきますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

また、「寂静の里」での火葬手続きにつきましては、今までの「妙見苑」で行われてきた手続きと同じです。

### ■「寂静の里」のご案内

●施設名  
宇城広域連合火葬場「寂静の里」

### 火葬場の施設が御船町から美里町に変わります



町役場から寂静の里まで約2.5キロ(車で約3分)



### ●住所・電話番号

美里町堅志田366番地

☎0964-464603

### ●火葬料金

・12歳以上 10,000円  
・12歳未満 8,000円  
・死産児 6,000円

### ●火葬の手続き

- ①死亡届の提出
- ②火葬の予約
- ③死体火葬許可書の受領

### ▼お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096-234-1169

(内線251)

✉klg210@town.kosa.lg.jp

御船町甲佐町衛生施設組合

☎096-282-0688

町環境衛生課 ☎096-234-1169(内線251) ✉klg210@town.kosa.lg.jp

## 平成27年度国民健康保険税改正のお知らせ



町では皆さんの健康づくりのお手伝いをします

### ■国民健康保険税の税率・税額が変わります

町の国民健康保険の被保険者数は平成19年から減少していますが、1人当たりの保険給付費（医療費）は、加入者の高齢化や医療技術の高度化による医療費の増加、生活習慣病の増加などにより年々増大しています。

保険給付費（医療費）などの支出が増えれば、加入者が負担する国保税を引き上げて収入を確保しなければなりません。町の国保財政は、平成27～28年度にかけて約3億1,000万円の財源不足が見込まれ非常に厳しい状況です。そこで町では、保険者として国保制度を安定して維持するために国保税を改定（引き上げ）するこ

とで賄うことにしました。加入者の皆様には、負担をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。

### ●国保税の軽減について

世帯の所得により、国保税の軽減が受けられる場合があります（所得により軽減額が変わります）。軽減を受けるには、住民税・国保税の申告が必要です。申告の詳しい内容については、町税務課にご相談ください。

### ●健康づくりで医療費の節減を

国保を健全に運営していくためには、年々増え続ける医療費を抑えることが必要です。規則正しい生活や適度な運動を心掛け、加入者の皆さん1人ひとりが健康に気を配ることで、医療費を節減することができま

す。町では、引き続き特定健診を推進し、保健指導などで皆さんの健康づくりのお手伝いをします。

### ▼お問い合わせ先

・町住民生活課

☎096-234-1113

（内線106）

✉klg106@town.kosalg.jp

・町税務課

☎096-234-1112

（内線115）

✉klg105@town.kosalg.jp

国民健康保険財政は非常に厳しい状態です。国保の健全な運営のため皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

## ■平成27年度からの町国民健康保険税の税率・税額

※かっこ内は改正前の税率・税額

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 40～64歳のみ
①所得割	課税所得金額に対するもの	8.00% (7.00%)	3.00% (2.70%)	1.50% (1.20%)
②資産割	町内に所有する土地家屋に掛かる固定資産税に対するもの	38.00% (31.00%)	14.00% (12.00%)	9.00% (7.00%)
③平等割	1世帯当たりの金額	26,000円 (20,000円)	8,000円 (7,000円)	4,000円 (3,000円)
④均等割	被保険者1人当たりの金額	28,000円 (24,000円)	10,000円 (9,000円)	8,000円 (6,000円)
年税額	1年間の税額	①+②+③+④		

## 町・県民税、国保税の 申告相談の時期です



確定申告書の提出はお早めに

### ■忘れずに申告しましょう

平成27年1月1日現在本町に住んでいる人は、平成26年1月～12月の収入について申告が必要です。申告しないと、各種証明書が発行できなくなったり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなったりする場合があります。

### ■申告相談での注意事項

#### ●準備するもの

- ①印かん
- ②給与収入や年金収入がある場合は、源泉徴収票または支払証明書
- ③事業所得（営業・農業・不動産）がある場合は、収支計算をしている収支内訳書など（平成26年1月から個人で事業などを行う

全ての人は記帳と帳簿の保存が必要です）

④生命保険料控除などを受ける場合は、控除証明書

⑤障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障がい者控除対象者認定書など

⑥医療費控除を受ける場合は、医療費などの領収書または証明書と記入・計算済みの明細書

⑦寄附金控除を受ける場合は、証明書や領収書

⑧所得税の振替納税および還付を受ける場合は、各金融機関の口座番号（本人名義）などの控えと、その通帳に登録している印かん

⑨税務署が送付した確定申告書など株や土地の譲渡、住宅借入金等特別控除、医療費控除の申告をする人は、事前に町税務課または税務署で説明を受け、必要書類をご準備の上、申告してください。

#### ▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

（内線115）

✉klg105@town.kosa.lg.jp

・熊本東税務署

☎096・369・5566

町での申告相談日程は2月16日（月）～3月16日（月）です。午前中は混雑が予想されますので、ご注意ください。

### ■町での申告相談日程のお知らせ〔2月16日（月）～3月16日（月）〕

●会場 町生涯学習センター研修室

●受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

※3月1日（日）は午前9時～午前10時30分、午後1時～午後3時

2月	行政区名		3月	行政区名		
	午前	午後		午前	午後	
16	月	有安	岩下1・2区	1	日	平日に来庁することができない人
17	火	西寒野		2	月	津志田
18	水	東寒野	仁田子	3	火	中山 麻生原・世持
19	木	緑町	上豊内	4	水	下田口 上田口
20	金	横田	下豊内	5	木	府領・北原
23	月	大町	糸田	6	金	中横田
24	火	中早川・北早川	芝原	9	月	下横田
25	水	吉田	早川・南三箇	10	火	浅井 上早川5区
26	木	辺場・古閑・八丁・山出	田原・和田内	11	水	上早川4区 上早川2区
27	金	船津		12	木	上早川3区 上早川1区
				13	金	広瀬・西原・井戸江 上揚
				16	月	谷内・本坂谷・堂ノ原・小鹿・安平

※2月20日（金）、26日（木）、3月5日（木）は、税理士も相談に応じます。株や土地の売買、消費税の申告や資産税についてのご相談がある人は、ぜひご利用ください（受付は午後3時まで）。

※内容によっては、税務署で申告していただくことがあります。

## 児童扶養手当の受給要件が変わりました



詳しくは町福祉課までお問い合わせください

る場合など

### ●支給開始日

申請の翌月分から支給されます。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月の手当から支給できます。

平成26年12月〜平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

### ●児童扶養手当の月額

平成26年4月〜  
 ・子ども1人の場合  
 全部支給 41,020円  
 一部支給 41,010円  
 9,680円

※所得に応じて、決定されます。

・子ども2人以上の加算額

2人目

5,000円

3人目以降

1人につき3,000円

### ▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

(内線144)

✉klg205@town.kosa.lg.jp

これまで、公的年金を受給している人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、法改正により平成26年12月以降は、「公的年金の月額が児童扶養手当の月額よりも低い人」は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

児童扶養手当を受給するためには、町福祉課への申請が必要です。

●今回の改正により新たに手当が受給できる場合

- ・お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している

## 「イクメン」などの皆さんをご紹介します

男女共同参画についてもっと知っていただくために、「家事男(カジダン)」、「育爺(イクジイ)」、「イクメン」の皆さんをご紹介します。

### ■娘の目線で伝えることが大切

娘が生まれて1年半が経過し、最近では歩くようになったり、何を言っているのかは分からないけどたくさんお話ししたりと、子育てがすごく楽しいと感じる今日この頃です。

教育のために特別何かをしているわけではないですが、娘として語り話せるようになるまでは極力怒らないようにしようと思っています。

## 家事や子育てに奮闘する男性をご紹介します ⑩



1歳半の娘と一緒に学び成長していきたい

ます。親の顔を見て判断することがないように、何事にも積極的に挑戦するようになってほしいと思っています。

しかし、ダメなことはダメだと教えていくことも親の責任です。ただし、単純に頭ごなしにダメと言っただけでなくダメなのかを娘の目線で伝えていくべきだと思います。

まだ1歳半で言葉は通じませんが今のうちから何故ダメなのかを伝えていきます。もちろん分かってくれてはいませんが、何が正しいかは分かりませんが、僕も父親になって1年半ですので、娘と一緒に学び成長していければと思います。(Y・Y)

### ■家事や子育てに奮闘する様子をご紹介します

男性の皆さん方が日ごろの家事や子育てに奮闘されている様子をぜひご紹介させていただきます。

※応募する際は、写真および子育てについての意見などを町総務課までご提出ください。

### ▼応募・お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1140

(内線223)

町福祉課 ☎096-234-1114(内線144) ✉klg205@town.kosa.lg.jp

町総務課 ☎096-234-1140(内線223) ✉klg202@town.kosa.lg.jp